その際、中小企業庁が取りまとめる女性や青年等を始めとした中小企業・小規模事業者が行う新規開業及び中小企業・小規模事業者が行う販路開拓活動の基礎となる企画力・提案力等をいかした創意工夫に係る事例集を参考とし、発注者が求める品質・機能水準等を適切に盛り込んだ発注仕様書の作成や、競争参加者の資格設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるとともに、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価に努めるものとする。

② 国等は、指名競争を利用する場合及び少額の契約案件にあっては、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項に基づき都道府県知事の認定により調達しようとする商品又は役務、その他関係法令等で認定された商品又は役務のうち、新規開業十年以内の中小企業・小規模事業者が取り組むものについて、受注機会の増大に努めるものとする。

③ 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。

5　ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていること等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講じる。

また、本年四月一日に消費税率が八％に引き上げられたことを踏まえ、契約の適正な履行の確保の観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

（一）ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、国等は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）の施行を踏まえて、公共工事の入札の際に入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

（二）適切な予定価格の作成

① 国等は、物件等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

（三）低入札価格調査制度の適切な活用等

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収の徹底とともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

③ 中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。

④ 国等は、地方公共団体における工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

（四）消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

国等は、契約の締結等に当たっては、消費税率引き上げ分の予定価格への反映、消費税率引き上げ前に締結した年度を跨ぐ役務契約に対して適正な対応を行うなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）などの関係法令を遵守するものとする。

第二　中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、上記第一に掲げる措置を講ずること等により、平成二十六年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が、約四兆三千七百四十四億円、比率が、五十六・七％となるよう努めるものとする。

第三　官公需対策における政府一体の取組み

（一）方針の普及及び徹底等

国等は、本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（二）措置状況の通知及び情報の公表

国等は、上記第一の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

（三）地方公共団体の施策

中小企業庁は、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表することにより、地方公共団体の官公需施策の推進に資することとする。

平成25年度中小企業・小規模事業者向け契約実績

（単位：億円）

各府省等名	官公需総実績額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額(B)				B／A（％）			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
衆議院	27	8	62	97	19	3	15	37	70.3	31.3	24.7	37.8
参議院	4	2	12	18	2	1	3	7	58.4	39.8	28.5	36.0
最高裁判所	38	224	123	385	25	84	47	157	66.8	37.7	38.1	40.7
会計検査院	2	[0.3]	5	6	1	[0.3]	1	3	67.5	100.0	29.5	41.9